

平成30年度 第1回地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会
会 議 次 第

日時：平成30年7月31日(火)

午後7時30分から

場所：徳島グランヴィリオホテル

2階 蓬莱

1. 開会

2. 徳島県保健福祉部副部長 あいさつ

3. 議題

(1) 委員長の選出について

(2) 平成29年度業務の実績に関する評価(自己評価)について

4. 質疑応答

5. 閉会

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会 委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏 名	職 名	備 考
香 川 征	徳島県病院事業管理者	
志 摩 恭 臣	弁護士	
多 田 敏 子	徳島県看護協会会長	
真 鍋 恵美子	公認会計士・税理士	
吉 田 成 仁	徳島県医師会理事・鳴門市医師会会長	
米 澤 和 美	徳島県社会保険労務士会会長	

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例

(平成 24 年 7 月 9 日 徳島県条例第 47 号)

(改正 平成 30 年 3 月 20 日 徳島県条例第 20 号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十一条第四項の規定に基づき、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務をつかさどるほか、知事が次に掲げる事項を行うに際して、あらかじめ、知事に意見を述べることができる。

- 1 法第二十六条第一項の認可
- 2 法第二十八条第一項の評価（同条第四項の評価を除く。）
- 3 その他知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員六人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例（平成24年徳島県条例第47号）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第8条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(傍聴の取扱い)

第3条 委員長は、傍聴の取扱いについて、必要な事項を定めることができる。

(意見の聴取等)

第4条 委員長は、議事の調査審議に関し、必要があると認めたときは、委員会に諮って、関係者に対し、出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(議事録等)

第5条 委員会の議事録及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、徳島県情報公開条例第8条各号に該当する事項が含まれる場合や、公開することにより公平かつ中立な審議等に支障を及ぼすおそれがある等の場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部医療政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

鳴門病院に係る(平成29年度)業績評価等の スケジュールについて

6月 ・ 法人より実績を評価委員会へ提出

7月～

- ・ 平成30年度 第1回評価委員会(7月31日)
(法人からの説明等)
- ・ 委員各位による業績評価
(→事務局にて評価委員の意見のとりまとめ、業績評価(案)を作成)

8・9月・平成30年度 第2回評価委員会(8月27日)

- ・ 評価委員に業績評価(案)を提示し、評価委員の意見を基に最終決定
- ・ 評価結果を知事から法人に通知
- ・ 知事より議会へ報告

(参考)

【地方独立行政法人法】

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度当該事業年度における業務の実績 及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。。

業務実績評価方法の概要

1 評価の基本方針

評価は、法人業務の実績の全体について多面的な観点から調査・分析を行い、評価すべき点や改善すべき点等を明らかにすることにより、法人業務の透明性を確保するとともに、法人業務の質の向上並びに業務運営の改善及び効率化に資することを目的とする。

2 年度評価の評価方法等

年度評価は、次の方法等により評価を行うものとする。

- (1) 年度評価は、主として中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を確認するとともに、中期目標期間中の法人の組織・業務等に関する改善及び効率化に資する。
- (2) 年度評価は、法人が作成する業務実績報告書により、項目別に検証し全体評価を行うこととする。
- (3) 法人が作成する業務実績報告書は、法人において項目別に自己評価を行うこととし、評価委員会は当該自己評価に基づき検証する。

3 評価委員会の検証等

(1) 法人からの説明

評価委員会は、業務実績報告書をもとに、業務の実績等について法人から聞き取りにより説明を受ける。

(2) 検証について

① 項目別検証

業務実績報告書(自己評価等)や法人からの説明を踏まえ、中期目標の達成に向けた業務の進捗状況等について、総合的に勘案して次の5段階で検証するとともに、その判断理由を記載する。

【評価委員会の検証：5段階】

段階	判断の目安
S	中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある
A	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる
B	中期目標の達成に向けて概ね順調に進んでいる
C	中期目標の達成のためにはやや遅れている
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある

② 全体についての検証

上記①の項目別検証の結果等を踏まえ、中期目標及び中期計画の進捗状況全体の評価を行う。

評価にあたっては、法人業務の実績の全体について多面的な観点から行うとともに、業務運営に関して改善すべき事項があれば明記する。